

令和2年4月13日  
事務連絡

都道府県  
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
地域福祉課生活困窮者自立支援室

### 住居確保給付金の支給対象の拡大に係る申請受付等について

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく住居確保給付金については、令和2年4月7日付け事務連絡において、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）を一部改正し、令和2年4月20日から施行し、支給の対象を拡大することを予定しております。

自治体及び自立相談支援機関（以下「自治体等」という。）においては、4月20日の申請開始に向け、準備を進めていただいているところではありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中では、今後さらに住まいを始めとした支援を必要とする方からの相談が多数寄せられることが予想され、これらの相談や住居確保給付金の申請については、円滑かつ可能な限り迅速に対応することが求められます。

一部の自治体等では、既に体制の強化に向けた検討や取組を進めていただいていると承知しておりますが、今後の相談者数や待ち時間の状況等を踏まえ、より一層の相談体制の強化を進める必要があるため、下記に示す具体的な例等を踏まえ、お困りの方の相談や申請を確実に迅速に受け止められるよう必要な対応をお願いします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せて行っていただきますようお願いします。

### 記

#### 一 省令改正後の住居確保給付金の申請受付等について

省令改正後の住居確保給付金については、必要な相談者が4月20日付けの申請を完了できるよう、全ての自治体で4月20日を待たず相談対応を開始していただくようお願いいたします。申請受付については、相談者に対して必要な書類の準備をお願いするとともに、賃貸人とのやりとりを行うなど、順次開始していただくようお願いいたします。

特に、賃貸人に退去を求められているなど急を要する場合には、自治体等や生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関等が積極的に賃貸人と接触して家賃債務の猶予を交渉するなど、生活に困窮される方が住居を失わないよう最大限配慮をお願いします。

## 二 感染拡大防止に配慮した相談体制の強化

4月7日には、7都府県を対象として新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が発令されたことも踏まえ、今後、住居確保給付金の申請手続きを行っている自治体等においても、相談者の利便性に配慮しつつ、新型コロナウイルス感染症の感染予防に留意した取組みをこれまで以上に進めていただけるようお願いします。特に、以下の具体例も参考に、相談者と相談対応者との接触をできるだけ避けるようにしていただくようお願いします。

- ・ 制度の説明、申請に必要な書類や書類等についてはホームページに掲載し、申請に係る様式などはダウンロードできるようにすること。その際は記載例もあわせて掲載すること。
- ・ 申請希望者に対してはまずは電話等で相談するようにホームページ等で案内し、申請希望者からの電話での相談には丁寧に対応すること。また、添付が必要な書類や申請書類の記入方法なども電話により助言すること
- ・ 申請についても必要に応じて郵送等による方法も認めること
- ・ 郵送等による申請については、電話等により、本人が申込をしたことの確認を行うこと。
- ・ 必要な方には来所いただくが、その際にも予約制で、個別のブースで対応するなど、感染予防に最大限配慮すること

## 三 自立相談支援機関における相談体制の強化

一及び二に関する事、また、今後住居確保給付金の相談や申込が増加すること、これを契機に継続的な支援を行う対象者が増加することが見込まれることなどに適切に対応するためには、職員の応援派遣など自治体が自立相談支援機関とこれまで以上に連携を強化するとともに、自立相談支援機関の体制の強化が必要です。

「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について」（令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）においても以下のような例と活用できる補助をあげつつ、体制強化をお願いしてきたところです。

（体制拡充の例）

- ・ 相談支援員等の新規雇用

- ・ 事務員や事務補助員の新規雇用による相談支援員等の相談業務への集中化
- ・ 定期報告物や不要不急の事務作業等の期限の延期による相談業務への集中化
- ・ 居住支援協議会等との連携による住まいに係る相談のサポート強化

なお、このための体制整備に係る経費は、生活困窮者自立相談支援事業等負担金の国庫補助の対象となります。また自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置してアウトリーチの充実や土日祝日や時間外の相談の実施等相談へのアクセス向上等の取組を実施する場合には、一定の要件で、「アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業」（補助率10/10）を活用できる場合があります。これらについて必要な経費を措置していただきますようお願いいたします。

これに関しては、各自治体で自立相談支援機関の意見も聞きながら、4月20日までに具体的な対応の検討をお願いします。加えて、電話でのやりとりを進めるためには、例えば、電話回線を増設する、携帯電話を契約するといったことも必要になってきますので、あわせて、検討をお願いします。これについては生活困窮者自立相談支援事業等負担金の国庫補助の対象となりますので、積極的な活用をお願いします。また、「アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業」（補助率10/10）についても、当該増設した電話回線等を活用して時間外対応を行う場合等であって、一定の要件を満たす場合には補助の対象となる場合がありますので、生活困窮者自立支援室までご相談ください。

以上

(参考)

- ・ 令和2年4月7日（厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）  
「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給  
について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620018.pdf>